

景観法施行令

平成十六年十二月十五日
政令第三百九十八号

(公共施設)

第一条 景観法(以下「法」という。)第七条第四項の政令で定める公共の用に供する施設は、下水道、緑地、運河及び水路並びに防水又は防砂の施設とする。

(特定公共施設)

第二条 法第八条第二項第四号ロの政令で定める公共施設は、次に掲げるものとする。

- 一 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)による土地改良事業に係る土地改良施設
- 二 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)による下水道
- 三 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)による保安施設事業に係る施設
- 四 都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)による市民緑地契約に係る市民緑地
- 五 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)による雨水貯留浸透施設(国若しくは地方公共団体又は同法第二条第四項に規定する河川管理者が設置し、又は管理するものに限る。)
- 六 砂防法(明治三十年法律第二十九号)による砂防設備
- 七 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)による地すべり防止施設及びばた山崩壊防止施設(国又は地方公共団体が設置し、又は管理するものに限る。)
- 八 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)による急傾斜地崩壊防止施設(地方公共団体が設置するものに限る。)
- 九 皇居外苑、京都御苑及び新宿御苑

(自然公園法の規定による許可の基準で景観計画に定めるもの)

第三条 法第八条第二項第四号ホの政令で定める行為は、自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)第二十條第三項第一号、第七号及び第七号(同法第二十二條第三項の許可については、同法第二十二條第三項第一号及び第七号)に掲げる行為とする。

(景観計画において条例で届出を要する行為を定めるものとする場合の基準)

第四条 法第八条第四項第一号の届出を要する行為に係る同項の政令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する行為であつて、当該景観計画区域における良好な景観の形成のため制限する必要があると認められるものを定めることとする。

- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- 二 木竹の植栽又は伐採
- 三 さんごの採取
- 四 屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二条第四項に規定する再生資源をいう。以下同じ。))その他の物件の堆積
- 五 水面の埋立て又は干拓

六 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明(以下「特定照明」という。)

七 火入れ

(景観計画において建築物の形態意匠等の制限を定める場合の基準)

第五条 法第八条第四項第二号の制限に係る同項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 建築物の建築等(法第十六条第一項第一号に規定する建築等をいう。以下同じ。))又は工作物(建築物を除く。以下同じ。))の建設等(同項第二号に規定する建設等をいう。以下同じ。))の制限は、次に掲げるものによること。

イ 建築物又は工作物の形態意匠の制限は、建築物又は工作物が一体として地域の個性及び特色の伸長に資するものとなるように定めること。この場合において、当該制限は、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものではないように定めること。

ロ 建築物若しくは工作物の高さの最高限度若しくは最低限度又は壁面の位置の制限若しくは建築物の敷地面積の最低限度は、建築物又は工作物の高さ、位置及び規模が一体として地域の特性にふさわしいものとなるように定めること。

二 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第四条第十二項に規定する開発行為(以下単に「開発行為」という。))の制限は、開発行為後の地貌が地域の景観と著しく不調

和とならないように、切土若しくは盛土によつて生じる法の高さの最高限度、開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度又は木竹の保全若しくは適切な植栽が行われる土地の面積の最低限度について定めること。

三 法第十六条第一項第四号に掲げる行為の制限は、当該行為後の状況が地域の景観と著しく不調とならないように、制限する行為ごとに必要な行為の方法又は態様について定めること。

(景観計画が適合すべき公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画)

第六条 法第八条第九項の政令で定める公共施設の整備又は管理に関する方針又は計画は、次に掲げるものとする。

- 一 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第三条第一項の許可に係る新設若しくは改築に係る工事の内容、同法第十条第一項の許可若しくは同法第十八條第二項の規定による届出に係る工事の区間及び工事方法又は同法第十二條第一項の許可に係る工事実施計画
- 二 共同溝の整備等に関する特別措置法(昭和三十八年法律第八十一号)第六条第一項の共同溝整備計画
- 三 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律(昭和四十一年法律第四十五号)第五条第一項の特定交通安全施設等整備事業の実施計画
- 四 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第五条第二項の電線共同溝整備計画
- 五 河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条の二第一項の河川整備計画

- 六 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百二十三号）第十一条第一項の推進計画
- 七 海岸法（昭和三十一年法律百一号）第二条の三第三項の海岸保全基本計画又は同法第三条第二項の協議に係る海岸保全施設に関する工事の設計及び実施計画
- 八 港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第三条の三第一項の港湾計画
- 九 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）第三十二条第一項の埠頭保安規程又は同法第三十三条第一項の埠頭保安規程に相当する規程
- 十 漁港整備法（昭和二十五年法律百三十七号）第十七条第一項、第十九条第一項若しくは第十九条の三第三項の特定漁港整備事業計画又は同法第二十六条の漁港管理規程
- 十一 自然公園法第七条第一項又は第二項の公園計画
- 十二 土地改良法第七条第一項若しくは第九十五条第一項の認可に係る土地改良事業計画又は同法第八十七条第一項、第八十七条の二第二項若しくは第九十六条の二第一項の土地改良事業計画
- 十三 下水道法第四条第一項又は第二十五条の十一第一項の事業計画
- 十四 森林法第五条第一項の地域森林計画又は同法第七条の二第一項の森林計画
- 十五 都市緑地法第四条第一項の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画
- 十六 特定都市河川浸水被害対策法第四条第一項の流域水害対策計画
- 十七 地すべり等防止法第九条の地すべり防止工事に関する基本計画又は同法第十一条第二項の協議に係る地すべり防止工事に関する設計及び実施計画（景観計画の提案に係る一団の土地の区域の規模）
- 十七条 法第十一条第一項の政令で定める規模は、〇・五ヘクタールとする。ただし、法第八条第一項に規定する土地の区域において一体として行われる良好な景観の形成の促進のための住民の活動及び法第十一条第二項に規定する特定非営利活動法人その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者の活動の現況及び将来の見通しを勘案して、特に必要があると認められるときは、景観行政団体は、条例で、区域を限り、〇・一ヘクタール以上〇・五ヘクタール未満の範囲内で、その規模を別に定めることができる。
- （届出を要しない景観計画区域内における通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
- 第八条 法第十六条第七項第一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 地下に設ける建築物の建築等又は工作物の建設等
 - 二 仮設の工作物の建設等
 - 三 次に掲げる木竹の伐採
 - イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
 - ロ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - ニ 仮植した木竹の伐採
 - ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - 四 前三号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - イ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

- ロ 建築物の存する敷地内で行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 工作物（当該敷地に存する建築物に附属する物干場その他の国土交通省令で定める工作物を除く。）の建設等
 - (3) 木竹の伐採
 - (4) 屋外における土石、廃棄物、再生资源その他の物件の堆積（国土交通省令で定める高さのものを除く。）
 - (5) 特定照明
- ハ 農業、林業又は漁業を営むために行う行為であり、かつ、次のいずれにも該当しないもの
 - (1) 建築物の建築等
 - (2) 高さが一・五メートルを超える貯水槽、飼料貯蔵タンクその他これらに類する工作物の建設等
 - (3) 用排水施設（幅員が二メートル以下の用排水路を除く。）又は幅員が二メートルを超える農道若しくは林道の設置
 - (4) 土地の開墾
 - (5) 森林の皆伐
 - (6) 水面の埋立て又は干拓
- （届出を要しない地区計画等の区域内で行う行為）
- 第九条 法第十六条第七項第十号の政令で定める行為は、法第八条第四項第二号の制限で景観計画に定められたものの全てが法第十六条第七項第十号の地区整備計画、特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画、歴史的風致維持向上地区整備計画、沿道地区整備計画又は集落地区整備計画において定められている場合における同号の地区計画等の区域内で行う土地の区画形質の変更、建築物の新築、改築若しくは増築、工作物の新設、改築若しくは増築又は建築物若しくは工作物の形態意匠の変更とする。
- （届出を要しないその他の行為）
- 第十条 法第十六条第七項第十一号の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
 - 一 景観計画に定められた開発行為又は第二十一条各号に掲げる行為の制限のすべてについて法第七十三条第一項又は第七十五条第二項の規定に基づく条例で第二十二号三号イ又はロ（第二十四条において準用する場合を含む。）の制限が定められている場合におけるこれらの条例の規定による許可又は協議に係る行為
 - 二 景観計画に定められた建築物の建築等又は工作物の建設等の制限のすべてについて法第七十五条第一項の規定に基づく条例で第二十三条第一項第一号の制限が定められている場合における当該準景観地区内で行う建築物の建築等又は工作物の建設等
 - 三 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第四十三条第一項若しくは第二百十五条第一項の許可若しくは同法第八十一条第一項の届出に係る行為、同法第六十七号七条第一項の通知に係る同項第六号の行為若しくは同法第六十八号第一項の同意に係る同項第一号の行為又は文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第二項の許可若しくは同法第五項の協議に係る行為

- 四 屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号）第四号又は第五号の規定に基づく条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置（変更命令等においてその履行に支障のないものとしなければならぬ）形態意匠に係る義務を定めている他の法令の規定）
- 第十一号 法第十七号第三号の政令で定める他の法令の規定は、次に掲げる法律の規定及びこれらの規定に基づく命令の規定で建築物若しくは工作物又はこれらの部分の形態意匠に係るものとする。
- 一 軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四号
- 二 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十号第四号及び第十七号第一号
- 三 火災類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第十一号第二号及び第十二号第三号
- 四 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第六十八号第五号（同法第七十五号第三号において準用する場合を含む。）
- 五 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十六号第一号
- 六 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十九号第一号、第五十一号第一号、第二号（同法第五十五号の第二号第三号において準用する場合を含む。）及び第三号並びに第五十一号の第二号第一号及び第二号
- 七 有線電気通信法（昭和二十八年法律第九十六号）第五号（同法第十一号において準用する場合を含む。）
- 八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第七号第一号、第十六号の第二号第一号及び第三十七号（行為着手の制限の例外となる工事）
- 第十二号 法第十八号第一号、第六十三号第四号及び第六十六号第四号の政令で定める工事は、根切り工事、山留め工事、ウエル工事、ケソン工事その他基礎工事とする。（許可を要しない景観重要建造物に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
- 第十三号 法第二十二号第一号ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 地下に設ける建造物の増築、改築、移転又は除却
- 二 法第二十五号第二号の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- （景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会の裁決の申請手続）
- 第十四号 法第二十四号第三号（法第三十二号第二号において準用する場合を含む。）の規定により土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四号第二号の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令（都市計画区域外の景観重要樹木の所有者の損失については、国土交通省令・農林水産省令）で定める様式に従い、同条第三号各号（第三号を除く。）に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなればならない。
- （許可を要しない景観重要樹木に係る通常の管理行為、軽易な行為その他の行為）
- 第十五号 法第三十一号第一号ただし書の政令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 次に掲げる樹木の伐採
- イ 枝打ち、整枝その他樹木の保育のために通常行われる樹木の伐採
- ロ 危険な樹木の伐採
- 二 法第三十三号第二号の条例で定める管理の方法の基準に適合する行為
- 三 管理協定に基づく行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- （景観農業振興地域整備計画の案に係る異議の申出及び審査の申立て）
- 第十五号の二 法第五十五号第四号において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一号第三号（法第五十五号第四号において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三号第四号において準用する場合を含む。）の規定による異議の申出及び法第五十五号第四号において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十一号第五号（法第五十五号第四号において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三号第四号において準用する場合を含む。）の規定による審査の申立てについては、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和四十四年政令第二百五十四号）第八号の二の規定を準用する。
- （協議等を要しない景観農業振興地域整備計画の軽微な変更）
- 第十六号 景観農業振興地域整備計画の変更のうち法第五十五号第四号において準用する農業振興地域の整備に関する法律第十三号第四号の政令で定める軽微な変更は、地域名称の変更又は地番の変更に伴う変更とする。
- 第十七号第一号第二十六号（略）
- （景観協定の締結から除外される土地）
- 第二十七号 法第八十一号第一号の政令で定める土地は、公共施設の用に供する土地とする。
- （景観整備機軸の業務として取得、管理及び譲渡を行う土地）
- 第二十八号 法第九十三号第四号の政令で定める土地は、次に掲げる土地とする。
- 一 景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業の用に供する土地
- 二 景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業の用に供する土地
- 三 前二号に規定する事業に係る代替地の用に供する土地

附 則（略）

景観法施行規則

平成十六年十二月十五日
国土交通省令第百号

（景観計画区域内における行為の届出）

第一条 景観法（以下「法」という。）第十六条第一項の規定による届出は、同項に規定する事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大いいため、次に掲げる縮尺の図面によっては適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、景観行政団体の長が適切と認める縮尺の図面をもって、これらの図面に替えることができる。

一 建築物の建築等又は工作物（建築物を除く。以下この号において同じ。）の建設等にあつては、次に掲げる図書

イ 建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真

ハ 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ 建築物又は工作物の彩色が施された二面以上の立面図で縮尺五十百分の一以上のもの

三 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為にあつては、次に掲げる図書

イ 当該開発行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺二千五百分の一以上のもの

ロ 当該開発行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真

ハ 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺百分の一以上のもの

ニ その他参考となるべき事項を記載した図書

四 前三号に掲げるもののほか、添付が必要なものとして景観行政団体の条例で定める図書

3 前項の規定にかかわらず、景観行政団体の長は、前項各号に掲げる図書の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

（届出が必要な事項）

第二条 法第十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに行為の完了予定日とする。

（変更の届出）

第三条 法第十六条第二項の国土交通省令で定める事項は、設計又は施行方法のうち、その変更により同条第一項の届出に係る行為が同条第七項各号に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。

（物干場その他の工作物）

第四条 景観法施行令（以下「令」という。）第八条第四号ロ（2）の国土交通省令で定める工作物は、次に掲げるものとする。

一 道路（私道を除く。以下同じ。）から容易に望見されることのない物干場その他の工作物

二 消火設備

（物件の堆積の高さ）

第五条 令第八条第四号ロ（4）の国土交通省令で定める高さは、一・五メートル以下とする。

（景観重要建造物の指定の基準）

第六条 法第十九条第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。以下同じ。）の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 次のいずれかに該当するものであること。

イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

ロ 政府が世界遺産委員会（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第八条1の世界遺産委員会をいう。以下このロにおいて同じ。）に対し同条約第十一条2の世界遺産一覧表に記載することを推薦したものであつて、当該推薦の際に世界遺産委員会に提出された管理計画（変更があつたときは、その変更後のもの）に従つて公衆によって望見されるものであること。

（景観重要建造物の指定の提案）

第七条 法第二十条第一項の規定により景観重要建造物の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る建造物の名称、所在地及び外観の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書（当該建造物が前条第二号ロに該当するものとして景観重要建造物の指定の提案を行おうとする場合には、第一号及び第三号に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。）を添えて、これらを景観行政団体の長に提出し、次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該建造物の写真

三 法第二十条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十条第一項の合意」とあるのは、「法第二十条第二項の同意」と読み替えるものとする。

（景観重要建造物の所有者等に通知する事項）

第八条 法第二十一条第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定番号及び指定の年月日

二 景観重要建造物の名称

三 景観重要建造物の所在地

- 四 景観重要建造物の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった外観の特徴
- 六 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件の所有者の範囲
 - 2 前項第六号に掲げる事項は、土地その他の物件の所有者が容易に判断することができるように、景観行政団体が定める方法により通知するものとする。
- (景観重要建造物の現状変更の許可の申請)
- 第九条 法第二十二條第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一項第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 当該行為の設計仕様書及び設計図
 - 二 当該景観重要建造物の敷地及び位置並びに当該敷地周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 - 三 当該景観重要建造物及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- (景観重要建造物等の所有者に対する損失の補償に係る収用委員会に対する裁決申請書の様式)
- 第十條 令第十四條の国土交通省令で定める様式は、別記様式第一のとおりとする。
- (景観重要樹木の指定の基準)
- 第十一條 法第二十八條第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
 - 二 道路その他の公共の場所から公衆によつて容易に望見されるものであること。
- (景観重要樹木の指定の提案)
- 第十二條 法第二十九條第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。
 - 一 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 - 二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真
 - 三 法第二十九條第一項の合意を得たことを証する書類
- 2 前項の規定は、法第二十九條第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九條第一項の合意」とあるのは、「法第二十九條第二項の同意」と読み替えるものとする。
- (景観重要樹木の所有者等に通知する事項)
- 第十三條 法第三十條第一項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - 一 指定番号及び指定の年月日
 - 二 景観重要樹木の樹種
 - 三 景観重要樹木の所在地

- 四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所
- 五 指定の理由となった樹容の特徴
 - (景観重要樹木の現状変更の許可の申請)
- 第十四條 法第三十一條第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 当該行為の施行方法を明らかにする図面
 - 二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 - 三 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
 - 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
- (管理協定の基準)
- 第十五條 法第三十六條第二項第二号（法第四十條及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。
 - 一 協定建造物の管理の方法に関する事項は、建造物の維持修繕、安全上及び防火上の措置その他これらに類する事項で、建造物の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
 - 二 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
 - 三 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
 - 四 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。
- (管理協定を締結しようとする旨等の公告)
- 第十六條 法第三十七條第一項（法第四十條及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。
 - 一 管理協定の名称
 - 二 協定建造物の名称又は協定樹木の樹種
 - 三 管理協定の有効期間
 - 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
 - 五 管理協定の縦覧場所
- (管理協定の締結等の公告)
- 第十七條 前条の規定は、法第三十九條（法第四十條及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。
- (台帳)
- 第十八條 法第四十四條第一項の景観重要建造物又は景観重要樹木に関する台帳（次項において「台帳」という。）には、景観重要建造物又は景観重要樹木につき、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 景観重要建造物にあつては、第八條第一項各号に掲げる事項

景観行政団体及び景観計画に関する省令

農林水産省・国土交通省・環境省令第一号
平成十六年十二月十五日

（景観計画の図書）

第一条 景観計画は、計画図及び計画書によって表示するものとする。

2 前項の計画図は、土地に関し権利を有する者が、自己の権利に係る土地が景観計画区域に含まれるかどうかを容易に判断することができるよう、景観行政団体が定める方法により表示する図面とする。

（景観重要公共施設の管理者との協議の申出）

第二条 景観法（以下「法」という。）第九条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の協議の申出は、協議書及び当該協議に係る法第八条第二項第四号ロ又はハに掲げる事項の案を提出して行うものとする。

（景観計画の図書の縦覧についての公告）

第三条 景観行政団体は、法第九条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により景観計画を定めた旨（同条第八項において準用する場合）については、景観計画を変更した旨の告示をしたときは、直ちに、第一条第一項に規定する図書又はその写しを公衆の縦覧に供するとともに、縦覧場所を公報その他所定の手段により公告しなければならない。

（住民等による提案）

第四条 法第十一条第三項の規定により計画提案を行うおとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。次条及び第六条において同じ。）を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。

一 景観計画の素案

二 法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類

（一体型事業実施主体等による提案）

第五条 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第六十二条の十四第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行うおとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。

一 景観計画の素案

二 都市再生特別措置法第六十二条の十四第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類

（特定住宅整備事業を行うおとする者による提案）

第六条 都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の規定により計画提案を行うおとする者は、氏名及び住所を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体に提出しなければならない。

二 景観重要樹木にあっては、第十三条各号に掲げる事項

2 台帳の記載事項に変更があったときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

3 法第十九条第一項に規定する土地その他の物件がある場合には、これらの範囲を表示する図面を併せて保管しなければならない。

第十九条第三十一条（略）

（権限の委任）

第三十二条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第四号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第六十五条第一項の規定による通知を受理し、及び同条第二項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

二 法第七十二条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

三 法第七十六条第五項の規定による通知を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること（国土交通大臣が講じた業務の停止の処分その他必要な措置に係るものを除く。）。

四 法第七十八条第一項の規定による助言又は援助をし、及び同条第二項の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること。

附 則（略）

様 式（略）

一 景観計画の素案

二 別記様式による特定住宅整備事業（都市再生特別措置法第八十六条第一項に規定する特定住宅整備事業をいう。次号において同じ。）に関する計画書

三 特定住宅整備事業に関する次に掲げる図書

イ 方位、道路及び目標となる地物並びに事業区域及び敷地内における住宅の位置を表示した事業区域内に建築する住宅の配置図

ハ 縮尺、方位及び間取りを表示した建築する住宅の各階平面図

ニ 縮尺を表示した建築する住宅の二面以上の立面図

四 都市再生特別措置法第八十七条第二項において準用する法第十一条第三項の同意を得たことを証する書類

（景観行政事務の処理の開始の公示）

第七条 法第九十八条第三項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 景観行政事務の処理を開始する旨

二 景観行政事務の処理を開始する日

附 則（略）

別記様式（略）

資料-2-5. 都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令（平成16年農林水産省・国土交通省令第4号）

都市計画区域外の景観重要樹木及び景観協定に関する省令

農林水産省・国土交通省令第4号
平成十六年十二月十五日

（景観重要樹木の指定の基準）

第一条 景観法（以下「法」という。）第二十八条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める都市計画区域外の景観重要樹木（以下単に「景観重要樹木」という。）に関する基準は、次に掲げるとおりとする。

一 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。

二 道路（私道を除く。以下同じ。）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（景観重要樹木の指定の提案）

第二条 法第二十九条第一項の規定により景観重要樹木の指定の提案を行おうとする者は、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地。以下同じ。）並びに当該提案に係る樹木の樹種、所在地及び樹容の特徴を記載した提案書に次に掲げる図書を添えて、これらを景観行政団体の長に提出しなければならない。

一 当該樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面

二 道路その他の公共の場所から撮影した当該樹木の写真

三 法第二十九条第一項の合意を得たことを証する書類

2 前項の規定は、法第二十九条第二項の規定により景観整備機構が提案を行おうとする場合について準用する。この場合において、前項第三号中「法第二十九条第一項の合意」とあるのは、「法第二十九条第二項の同意」と読み替えるものとする。

（景観重要樹木の所有者等に通知する事項）

第三条 法第三十条第一項の国土交通省令・農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 指定番号及び指定の年月日

二 景観重要樹木の樹種

三 景観重要樹木の所在地

四 景観重要樹木の所有者の氏名及び住所

五 指定の理由となった樹容の特徴

（景観重要樹木の現状変更の許可の申請）

第四条 法第三十一条第一項の許可を受けようとする者は、氏名及び住所、前条第一号に掲げる事項並びに行為の種類、場所、施行方法、着手予定日及び完了予定日を記載した申請書を景観行政団体の長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

一 当該行為の施行方法を明らかにする図面

二 当該景観重要樹木の位置及び周辺の状況を示す縮尺二千五百分の一以上の図面
 三 当該景観重要樹木及び当該行為をしようとする箇所の写真
 四 申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の意見書
 (収用委員会に対する裁決申請書の様式)

第五条 景観法施行令第十四条の国土交通省令・農林水産省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(管理協定の基準)

第六条 法第三十六条第二項第二号(法第四十条及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 協定樹木の管理の方法に関する事項は、枝打ち、整枝、病害虫の防除、危険な樹木の伐採その他これらに類する事項で、協定樹木の適切な管理に関連して必要とされるものでなければならない。
- 二 管理協定の有効期間は、五年以上二十年以下でなければならない。
- 三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

(管理協定を締結しようとする旨等の公告)

第七条 法第三十七条第一項(法第四十条及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定樹木の樹種
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定が景観整備機構により締結されるものであるときは、その旨
- 五 管理協定の縦覧場所

(管理協定の締結等の公告)

第八条 前条の規定は、法第三十九条(法第四十条及び第四十二條第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

(台帳)

第九条 法第四十四条第一項の景観重要樹木に関する台帳(次項において「台帳」という。)には、少なくとも第三号各号に掲げる事項を記載するものとする。
 2 台帳の記載事項に変更があったときは、景観行政団体の長は、速やかにこれを訂正しなければならない。

(景観協定の認可等の申請の公告)

第十条 法第八十二条第一項(法第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について、公報、掲示その他の方法で行うものとする。

- 一 景観協定の名称
- 二 景観協定区域
- 三 景観協定区域隣接地が定められるときは、その区域

四 景観協定の縦覧場所

(景観協定の認可の基準)

第十一条 法第八十三条第一項第三号(法第八十四条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令・農林水産省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 景観協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
- 二 法第八十一条第二項第二号の良好な景観の形成のための事項は、法第八十二条第二号の景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針に適合していなければならない。

三 法第八十一条第二項第二号へに規定する農用地の保全又は利用に関する事項は、法第五十五条第一項の景観農業振興地域整備計画が定められている場合は、当該計画に適合していなければならない。

- 四 景観協定の有効期間は、五年以上三十年以下でなければならない。
- 五 景観協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

六 景観協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。
 七 景観協定区域隣接地の区域は、景観協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

(景観協定の認可等の公告)

第十二条 第十条の規定は、法第八十三条第三項(法第八十四条第二項、第八十五条第四項、第八十七条第四項及び第九十条第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告について準用する。

附 則 (略)

様 式 (略)

桜川市景観まちづくり条例

令和2年3月17日
桜川市条例第13号

桜川市景観まちづくり条例（平成21年桜川市条例第3号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定め、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、本市の特性に相応しい良好な景観の形成の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（市の責務）

第3条 市は、良好な景観の形成の促進に関し、国及び他の地方公共団体との適切な役割分担を踏まえて、市の行政区域（以下「市域」という。）の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民及び事業者に対して良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及に努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、自らがまちづくりの主役であることを自覚し、良好な景観の形成に関する理解を深め、良好な景観の形成に積極的な役割を果たすよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

（景観まちづくり団体）

第6条 市長は、良好な景観の形成に関する施策の担い手として相応しいと認めた団体を景観まちづくり団体として認定することができる。

2 法第11条第2項に規定する景観行政団体の条例で定める団体は、景観まちづくり団体とする。

3 景観まちづくり団体は、その活動又は事業（良好な景観の形成に関するものに限る。以下同じ。）の実施に関し必要な事項について市長に技術的支援を求めることができる。

4 景観まちづくり団体は、その活動又は事業の実施に関し必要な措置を講ずべきことを市長に建議することができる。

5 市長は、景観まちづくり団体が良好な景観の形成に関する施策の担い手として相応しくないと認めたときは、その認定を取り消し、又は撤回することができる。

（景観審議会）

第7条 この条例の規定によりその権限に属せられた事項その他市長が諮問する景観の形成に関する重要事項を調査審議させるため、桜川市景観審議会（以下「審議会」とい

う。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員5人以上12人以内をもって組織する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市議会議員

(3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

5 特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会に特別委員若干人を置くことができる。

6 専門の事項を調査させるために必要があるときは、審議会に専門委員若干人を置くことができる。

7 特別委員及び専門委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから市長が任命する。

8 特別委員はその特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員はその専門の事項に関する調査が終了したときに解任される。

（景観計画）

第8条 市長は、良好な景観の形成の計画的な促進を図るため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画において、基本方針（法第8条第3項に規定する景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

3 市長は、景観計画において、重点地区（景観計画区域のうち特に良好な景観の形成の促進を図るべき地区をいう。以下同じ。）を指定することができる。この場合において、景観計画において、地区別方針（重点地区ごとの良好な景観の形成に関する方針をいう。以下同じ。）を定めるものとする。

4 市長は、景観計画において、法第8条第2項各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成の計画的な促進を図るために特に必要と認める事項を定めることができる。

5 前項に規定する事項及び景観形成基準（法第8条第4項第2号に掲げる制限であつて、法第16条第3項若しくは第6項又は第17条第1項の規定による規制又は措置の基準として必要なものをいう。以下同じ。）は、基本方針及び地区別方針に即したものでなければならない。

6 景観計画は、土地利用基本計画（桜川市土地利用基本条例（平成30年桜川市条例第33号）第6条第1項に規定する市域の適正かつ合理的な利用を図るための基本とする計画をいう。）との調和が保たれたものでなければならない。

（策定の手続）

第9条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、あらかじめ審議会の議を経なければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

（届出の方法）

第10条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出（以下「届出」という。）は、規則で定める様式の届出書を提出して行うものとする。

2 前項の届出書には、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第1条第2項第1号から第3号までに掲げるもののほか、規則で定める図書を添付しなければならない。

3 省令第1条第3項の規定により同条第2項の規定にかかわらず添付を省略させることができる図書は、市長が別に定める。

（景観行政団体の条例で定める行為）

第11条 次に掲げる行為は、景観計画に定められた法第8条第2項第2号に掲げる事項に従って規則で定める行為とする。

- (1) 法第16条第1項第4号の景観行政団体の条例で定める行為
- (2) 法第16条第7項第11号の景観行政団体の条例で定める行為
- (3) 特定届出対象行為
（景観形成基準への適合）

第12条 景観計画区域内において届出対象行為（届出を要する行為をいう。以下同じ。）をしようとする者は、当該届出対象行為を景観形成基準に適合させるよう努めなければならない。

2 景観計画区域内において特定届出対象行為をしようとする者は、当該特定届出対象行為を景観形成基準（建築物その他工作物の形態意匠の制限に関する基準に限る。）に適合させなければならない。

（公表）

第13条 市長は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに当該各号に掲げる事実を公表することができる。

- (1) 届出をせず、又は届出の内容と異なる届出対象行為をした者
- (2) 法第16条第3項の規定による催告に従わない者
- (3) 法第17条第1項の規定による命令に違反した者

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ当該者に対してその原因となる事実その他の必要な事項を通知し、弁明の機会を与えなければならない。

（景観重要建造物等）

第14条 市長は、景観重要建造物又は景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）を指定しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要建造物等を指定したときは、その旨を告示するものとする。

3 景観重要建造物等の指定は、前項の規定による告示があった日から、その効力を生ずる。

4 前項の規定は、景観重要建造物等の指定の解除について準用する。

5 景観重要建造物等の所有者及び管理者が行うべき管理の方法の基準は、景観計画に定められた法第8条第2項第3号に掲げる事項に従って規則で定める。

（活動又は事業の支援）

第15条 市長は、景観まちづくり団体、景観重要建造物等の所有者又は管理者その他の良好な景観の形成に現に貢献し、又は貢献しようとしている個人又は団体に対して、予算の範囲内で、その活動又は事業の実施に関し必要な技術的財政的支援に係る措置を講ずるものとする。

（認可まちづくり団体の特例）

第16条 認可まちづくり団体（桜川市土地利用基本条例第52条第1項の規定による認可を受けた団体をいう。）は、第6条第2項の規定にかかわらず、法第11条第2項に規定する景観行政団体の条例で定める団体とする。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項（第10条第3項の規定により市長が別に定める事項を除く。）は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第10条から第14条までの規定は、この条例の施行後最初に法第9条第6項の規定により市長が景観計画を定めた旨を告示した日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の桜川市景観まちづくり条例第6条に規定する桜川市景観まちづくり協議会を構成する団体（市の機関に属するものを除く。）は、景観まちづくり団体として認定されたものとみなす。

桜川市景観審議会規則

令和2年3月17日
桜川市規則第7号
桜川市景観審議会規則（平成21年桜川市規則第17号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、桜川市景観まちづくり条例（令和2年桜川市条例第13号）第17条の規定に基づき、桜川市景観審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定める。

（会長及び副会長）

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務（第4条に規定する専門部会の事務に関するものを除く。）を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第3条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の任命後最初に開かれる会議又は会長及び副会長が全て欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数でこれを決し、可否回数の上は、会長の決するところによる。

5 審議会は、災害の発生等やむを得ない事情があるときは、書面等によって行うことができる。

（専門部会）

第4条 会長は、特定の事項を調査させるために必要があるときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員並びに特別委員及び専門委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。

3 部会は、その特定の事項に関する調査が終了したときは、当該調査の結果を会長に報告しなければならない。

4 部会は、前項の規定による報告をもって解散される。

5 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、部会で定める。

（幹事）

第5条 会務（部会の事務に関するものを含む。第3項において同じ。）を処理させるため、審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

（庶務）

第6条 審議会及び部会の庶務は、主管課において処理する。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項（部会に関し必要な事項を除く。）は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年桜川市規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。